

猟銃（ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃）の所持許可

猟銃等講習会（初心者講習）の受講

（追加銃の申請で有効な講習修了証明書がある場合は不要）

- ※ 受講の申込み（警察署）
- ※ 初心者講習を受講（合格）

*警察署は住所地を管轄する警察署

射撃教習の受講（猟銃の種別ごと）

（既に所持する猟銃と同種の追加銃を申請する場合は不要）

- ※ 射撃教習の資格の認定を申請（警察署） → 教習資格認定証の交付（3月間有効）
- ※ 受講用実包の譲受許可を申請（警察署） → 猟銃用火薬類等譲受許可証を交付
- ※ 射撃教習を受講（教習射撃場：合格） → 教習修了証明書の交付（1年間有効）

所持許可申請

- ※ 猟銃の所持許可を申請（警察署）

許可証の交付

- ※ 審査 → 猟銃・空気銃所持許可証を交付（許可の日から3回目の誕生日まで有効）
- ※ 猟銃の譲受け（許可後3月以内）

確認

- ※ 警察署に猟銃及び許可証を持参し、確認を受ける（猟銃入手後14日以内）
- ※ 許可証に確認年月日を記入（警察署）